

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 29 年 3 月 17 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601027号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600383号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和26年3月1日から昭和31年5月25日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)は、昭和26年3月1日よりA社に勤務していたが、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得手続きに漏れがあり、同資格の取得年月日は昭和31年5月25日となっている。

調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された訂正請求記録の対象者に係る人事記録画面の写しにより、訂正請求記録の対象者の入社年月日は昭和26年3月1日、退職年月日は平成元年2月12日であることが確認できる。

また、B社の事業主は、当時の詳細は不明であるが、請求期間に勤務していた以上、訂正請求記録の対象者に給与を支給し、請求期間に係る厚生年金保険料を控除していた旨回答している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、訂正請求記録の対象者の資格取得年月日は昭和31年5月25日と記録されており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致していることが確認できる。

また、B社の事業主は、上述のとおり回答しているものの、訂正請求記録の対象者に係る請求期間当時の賃金台帳等を保存していない旨回答しており、請求者も訂正請求記録の対象者に係る給与明細書を保有していないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。